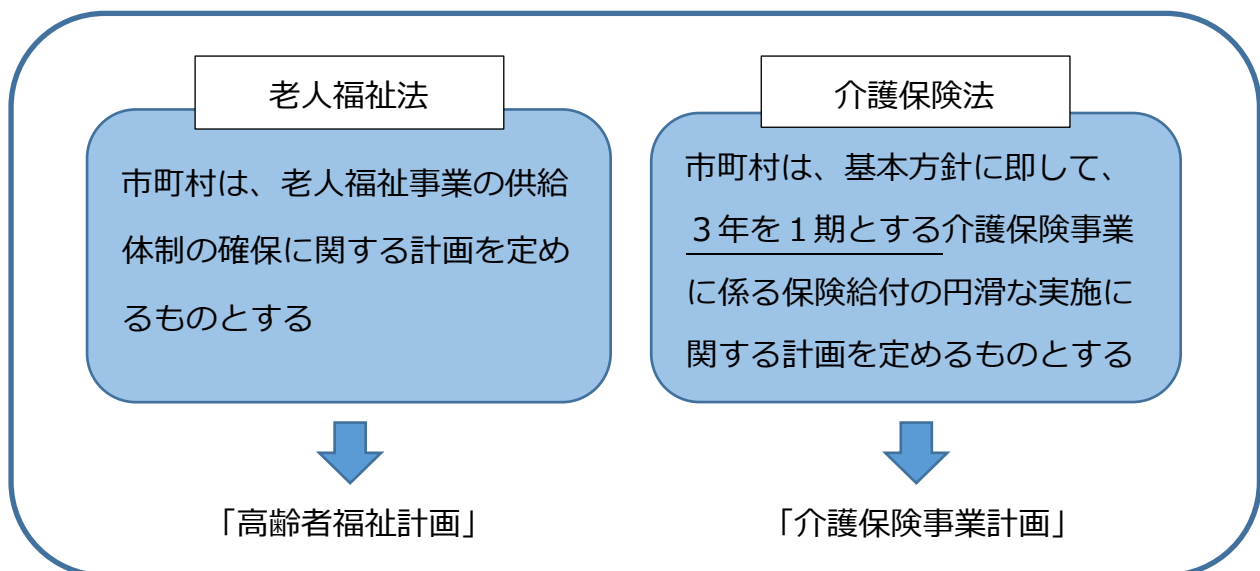


第8期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定方針について

1. 計画の概要

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、市川市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。



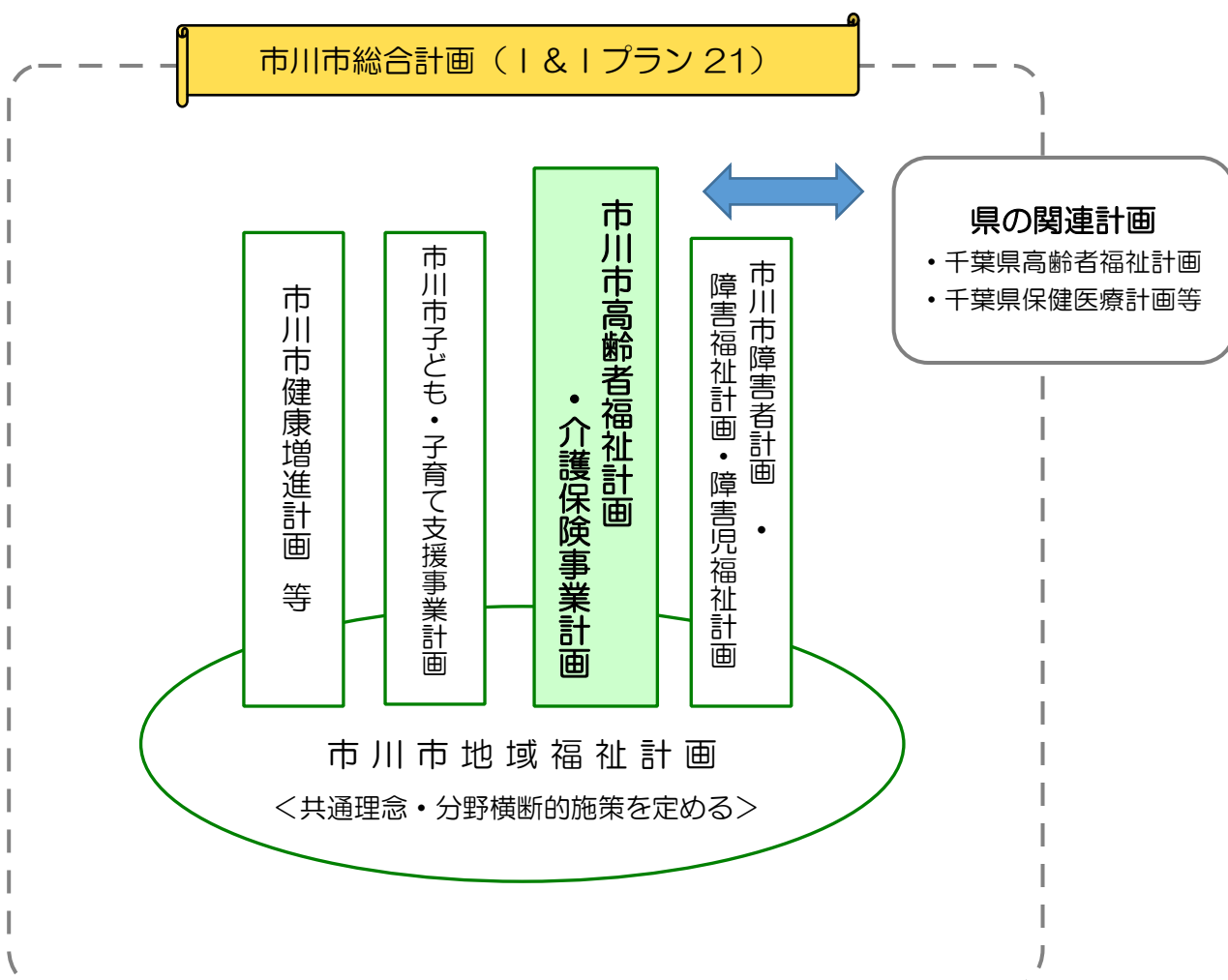
「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成しなければならない」と定められています。

近時の法改正により、介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置付けられており、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（令和7年）を見据え、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを構築することが求められています。

2. 計画の位置付け

本計画は、市川市総合計画（I & Iプラン21）の第二次基本計画に基づく施策別計画として位置付けされており、地域における高齢者・障がい者・子ども等の福祉に関して共通して取り組むべき事項等を定める「市川市地域福祉計画」の内容を踏まえて策定します。

なお、県で定める関連計画との整合を図るほか、障がい者施策、保健や医療施策など、高齢者福祉に関連する他の計画との整合・調和を保つように努めます。



3. 計画策定に当たっての基本姿勢

本計画の「基本理念」については、3年前の計画策定時に、社会情勢の変化等を踏まえて変更したものです。次期計画においては、この基本理念を継承して進めたいと考えております。

第1期計画（平成12年度～）～第6期計画（～平成29年度）
「健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことができる社会」



第7期計画（平成30年度～令和2年度）
「個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる
安心と共生のまち いちかわ」

基本理念の下、以下に留意して、計画を策定してまいります。

- (1) 現行の計画を継承し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。
さらに、中長期的な視野に立ち、将来のサービス基盤整備を見据えた計画となるよう、推計等に努めてまいります。
- (2) 現行の計画に位置付けられている事業の達成度を評価・分析するとともに、推進に資する検討を行います。
- (3) 市民への調査や、地域の支援者・関係者との会議等を通じて把握した、高齢者の生活実態やニーズを分析し、課題解決を意識した検討を行います。
- (4) 関連する法改正や「認知症施策推進大綱」の内容、また、計画策定に関して国から示される「基本方針」等の内容を踏まえて、策定に取り組みます。

4. 計画策定スケジュール（予定）

※現時点で考える大まかなスケジュールのため、時期は多少前後することがあります。

	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
社会福祉審議会	第1回 審議会 ・概要説明・策定方針 ・アンケート結果報告 ○			第2回 審議会 ・令和元年度保険者機能強化 推進交付金について(報告) ○									第3回 審議会 ・第7期計画進捗報告 ・第8期計画策定中間報告 ○						第4回 審議会 【諮問】第8期計画案 ● 諮問			第5回 審議会 ・諮問に対する答申案について ○ ■ 答申					
専門分科会 (高齢者福祉)				第1回 分科会 ・現計画の振り返り ・計画策定に向けた意見交換 ○						第2回 分科会 ・計画策定に向けた検討 ○			第3回 分科会 ・「第8期計画素案」確定 ○														
パブリックコメント 住民説明会										実施																	
その他 (事務局作業等)				「第8期計画素案」作成						「第8期計画案」作成						庁内手続						確定 ★			印刷		